

第七十七回
国会

参議院地方行政委員会會議録第九号

昭和五十一年五月二十日(木曜日)

午前十時三十四分開会

委員の異動

五月十九日

辞任

赤桐

山崎

五月二十日

辞任

加瀬

完君

補欠選任

額谷

英行君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

自治大臣

国務大臣

福田

一君

岩男

金井

小山

神谷

上田

岩男

元彦君

一平君

忠雄君

原

文兵衛君

安田

隆明君

栗原

俊夫君

野口

忠夫君

和田

静夫君

阿部

憲一君

多田

省吾君

市川

房枝君

自治大臣

福田

一君

岩男

金井

小山

神谷

上田

岩男

元彦君

一平君

忠雄君

原

文兵衛君

安田

隆明君

栗原

俊夫君

野口

忠夫君

和田

静夫君

阿部

憲一君

多田

省吾君

市川

房枝君

自治大臣

福田

一君

岩男

金井

小山

神谷

上田

岩男

元彦君

一平君

忠雄君

原

文兵衛君

安田

隆明君

栗原

俊夫君

野口

忠夫君

和田

静夫君

阿部

憲一君

多田

省吾君

市川

房枝君

自治大臣

福田

一君

岩男

金井

小山

神谷

上田

岩男

元彦君

一平君

忠雄君

原

文兵衛君

安田

隆明君

栗原

俊夫君

野口

忠夫君

和田

静夫君

阿部

憲一君

多田

省吾君

市川

房枝君

自治大臣

福田

一君

岩男

金井

小山

神谷

上田

岩男

元彦君

一平君

忠雄君

原

文兵衛君

安田

隆明君

栗原

俊夫君

野口

忠夫君

和田

静夫君

阿部

憲一君

多田

省吾君

市川

房枝君

自治大臣

福田

一君

岩男

金井

小山

神谷

上田

岩男

元彦君

一平君

忠雄君

原

文兵衛君

安田

隆明君

栗原

俊夫君

野口

忠夫君

和田

静夫君

阿部

憲一君

多田

省吾君

市川

房枝君

自治大臣

福田

一君

岩男

金井

小山

神谷

上田

岩男

元彦君

一平君

忠雄君

原

文兵衛君

安田

隆明君

栗原

俊夫君

野口

忠夫君

和田

静夫君

阿部

憲一君

多田

省吾君

市川

房枝君

自治大臣

福田

一君

岩男

金井

小山

神谷

上田

岩男

元彦君

一平君

忠雄君

原

文兵衛君

安田

隆明君

栗原

俊夫君

野口

忠夫君

和田

静夫君

阿部

憲一君

多田

省吾君

市川

房枝君

自治大臣

福田

一君

岩男

金井

小山

神谷

上田

岩男

元彦君

一平君

忠雄君

原

文兵衛君

安田

隆明君

栗原

俊夫君

野口

忠夫君

和田

静夫君

阿部

憲一君

多田

省吾君

市川

房枝君

自治大臣

福田

一君

岩男

金井

小山

神谷

上田

岩男

元彦君

一平君

忠雄君

原

文兵衛君

安田

隆明君

栗原

俊夫君

野口

忠夫君

和田

静夫君

阿部

憲一君

多田

省吾君

市川

房枝君

自治大臣

福田

一君

岩男

金井

小山

神谷

上田

岩男

元彦君

一平君

忠雄君

原

文兵衛君

安田

隆明君

栗原

俊夫君

野口

忠夫君

和田

静夫君

阿部

憲一君

多田

省吾君

市川

房枝君

自治大臣

福田

一君

岩男

金井

小山

神谷

上田

岩男

元彦君

一平君

忠雄君

原

文兵衛君

安田

隆明君

栗原

俊夫君

野口

忠夫君

和田

静夫君

阿部

憲一君

多田

省吾君

市川

房枝君

自治大臣

福田

<

問題につきましてはいろいろこの施行に当たって検討すべき事項もあり、関係者との協議を進めてまいりましてようやく案がまとまりましたので、六月十六日が期限でございますけれども、六月初めに施行することができると考えておる次第であります。

○和田静夫君 通産省、この石油コンビナート等災害防止法は、石油コンビナート地帯の災害防止に資するというところで、国会としてもいろいろな事情がありましたが、それなりに相当努力を払って早期の成立を期した法案でありました。ところが、いま政府部内の打ち合わせが整わないということで施行ができていないことは事実なんですね。これは何か通産省としては問題点があったのですか。

○政府委員(伊藤和夫君) お答えいたします。

施行ができていないというお話でございますけれども、大臣から御答弁がありましたように、六月十六日以前に施行されるということで、決しておくらしている、特に通産省がおくらしているというような事情はございません。大体私どもの調整もほとんど終わりました。いま最後の詰めというところに入っております。このように政省令施行のために日にちがかりますのは、やはり先生御承知のように、法規制の内容が、レイアウト規制でありますとか、あるいは自衛防災組織とか、あるいは防災の本部の設置、あるいは緑地、それからさらにはコンビナート地区をどういうふうにしてやるか、そういうことになりまして、関係省庁だけでなく、関係都道府県とか関係市町村とか、そういう協議先が非常に多いということにいままで時間がかかっているのだというふうに考えます。

○和田静夫君 大臣、先ほど六月初旬と、こう言われたのですが、今月中ぐらいにはもう両省合意が成り立つということですか。

○国務大臣(福田一君) 事務的には今月中に完全にでき上ると思えます。閣議決定してすぐに施行をしたいと思えます。

○和田静夫君 ちょっと消防団員の問題で二、三説明を求めたいんですが、消防団員は四十九年現在で大体百十三万人ぐらいいると言われていますが、十年前に比べてみますと三十万人ぐらい減っているわけですね。さらにさかのぼりますと、その減少率は非常に著しいものがある。その原因としては、都市化の進行、農村における青年層の減少、あるいは常備消防力の普及など、いろいろの社会的、政策的要因が考えられるのでありますが、消防団というものの対する国の姿勢及びこの消防団員に対する国の処遇が不十分であったということとを挙げざるを得ないと思うのです。もともと消防というものは、郷土愛に基づく住民の自発的な奉仕行為から出発したものであります。いま余り聞かれなくなりましたが、いわゆる義勇消防というものの精神は、たとえそれが近代化されても消防というものを考える上では忘れることができない要素だと、こう思います。最近、ボランティア活動というものが盛んになっていきます。その発生源は、義勇消防というものはこのボランティア活動と一脈通ずるものがあるのではなからうか。農村など近代消防が活用されて、新しい地域はむしろ都市化をし、常備消防の進んだところでも、近隣共助の活動の一環として消防団は尊重されなければならぬと私は思います。いままで消防の常備化に熱心の余り、消防団をおろそかにしてきたのはその意味ではないかと思うのですが、消防団は、たとえば、私などのふるさとである加賀とびなど、まあ歴史的に非常に評価をされているという加賀とびなどに象徴される、古くから存在をしてきているものですね、そして現代においてもまた有意義な活動を続けている消防団の活動というものをどういうふうには評価をされているのか。ここはぜひ政務次官の方からひとつ御答弁願いたいと思えます。

○政府委員(奥田敬和君) いま和田先生御指摘のように、義勇消防の占めるそういった位置づけと申しますか、私は先生の御意見と全く同感でございます。

○和田静夫君 消防団員の処遇としては、報酬あるいは出勤手当、公務災害補償、賞与つ金、退職金などいろいろな制度、交付税などによっても財政的に裏づけられているわけですが、五十年に比して五十一年度においてどのようにこれは改正をされましたか。

○政府委員(松浦功君) 団員については、ただいま御指摘いただきましたように各種の処遇の問題があるわけですが、団員の報酬の引き上げにつきましては一五%アップ、それから出勤手当につきましては一五%増し、それから公務災害補償基準の引き上げ、これもそうでございます。率にいたしましては、割合余り引き上げをいたしております。さらに今回、先般やと関係省庁との間の話がつきました。賞与つ金につきましては、これまで一千万円が最高額でございましたのを、一千三百万円というふうに引き上げを行っております。また、退職金につきましては、最低で三割三分増し、最高の場合には五割増しという形で退職金の引き上げを行ったところでございます。

○和田静夫君 これ消防団員の場合に報酬、出勤

手当の場合、条例に基づいて出ている関係でしよう、これは各事務所によって差があります。その実態はおわかりになりますか。

○政府委員(田中和夫君) いま長官から御答弁申し上げましたのは交付税の措置でございますが、いま先生のおっしゃいますように、各団体ごとに条例で決めますので、その全体の実態というものは把握いたしております。

○和田静夫君 これどうですか、一遍実態調査をおやりになって、まともな資料をいただければいいですか。無理ですか。

○政府委員(松浦功君) 御要望でございますので、一度照会をしてみたいと思っております。ただ、この問題は余り私どもの方で実態調査をするというところが、その条例を決めておられる各団体の意思に何かの影響を与えることになっては私はずかろう。というのは、非常に高いところもあるわけでございます。そうなりますと、また給与の問題のような感覚で受け取られては困りますので、こちらの財源措置はこうでございます。交付税では基準をこう見ておきますと、ひとつそれを頭に置いてやってこれといって地方団体に任せをするというのが、本来の自治省のとるべき態度ではなからうか、こう思っております。しかし、何かの消防統計をどうせとらなければならぬ機会もございまして、そういったときに重要な問題だけはひとつ取りまとめるように努めてみたい、このように思います。

○和田静夫君 次官、先ほど答弁いただきましたが、やはり国において適切な指導をするということが非常に重要でしよう。同時に、消防団員の処遇で、たとえば殉職消防団員の遺族の年金の改善だとか、あるいは義勇消防団員の事故手当の改善だとか、あるいは退職に伴うところの措置、そういうものについても、先ほどの御答弁は、今後一層の恒常的な努力をする、こういうふうな受けとめておいてよろしいですか。

○政府委員(奥田敬和君) いまは長官から答えて

たように、今後ともそういった形においては前向きに取り組むということは、そうおとりになって結構でございます。ただ、私が申し上げるのは、こういった義勇消防団員の果たす役割、こういったボランティアのそういった形だけに甘えていいものであろうか、やはりこういった退職金あるいは勤続の長い方に対して、いまのところ、先ほども答弁いたしましたように、団長としての勤続二十年以上の方に当たる退職金が今度改善されたけれども、最高三十万といったような状態でございます。こういったことも踏まえて、今後公務災害あるいは殉職というような形になられた方に対しては、もちろん今後ともこういった形の犠牲に対してはもう最善の形で報いしなければいかぬことはもちろんでございますけれども、こういった平素の処遇に關しまして、先生御指摘のように、決して現状で満足しているわけではございませんので、前向きに——前向きといういかげんなことじゃなくて、逐年改善の方向で処遇改善に積極的に取り組むたいという意思でございます。

○和田静夫君 昭和四十九年のこの消防法の改正によって、既存の建物についても消防法の設備基準が適用されることになりました。百貨店、地下街などについては五十二年四月から、そしてその他の建物については五十四年の四月から施行される。これらの法律が施行されることによって既存の建物についても設備基準が適用されることになって、百貨店、地下街などについてはいま申しましたように五十二年の四月。そうすると、これらの法律が施行されることによって、現在関係建物の所有者は改造等に非常に多額の経費を要する、そういう意味での苦しみがある、こう言われております。資金手当てに困っているところが多い。低利の国庫資金的なものを出すなど、国としても考えなければならぬ問題がこの辺にはやっぱり介在するのではないだろうか。その点についてはどのように配慮をされるおつもりですか。

○政府委員松浦功君 おおよそ推定でございます。

が、四十九年度の消防法の改正で三千億に近い資金が必要になるのかというふうに考えております。これにつきましては、従前から環境衛生金融公庫、医療金融公庫、中小企業金融公庫、国民金融公庫、こういったところから融資を実施をいたしておりますが、さらに四十九年度からは日本開発銀行の中に安全対策に要する融資という枠を設けてまして、そこからも融資をいたすことにいたしております。五十一年度においても相当枠をふやしておりますので、いまのところこれらの資金について足りないという声は余り聞いておりませんが、もしそういう声がございますれば、当庁でそれぞれについて融資が円滑に得られるように御協力をお願いしていきたいというつもりでございます。

○安田隆明君 先ほど和田委員からいろいろ御質問出ておりましたが、いまの問題に關連するもう一つ先の問題で一言ただしたいと思うのですが、それは義勇消防団の問題であります。われわれ加賀とびというところで、長い伝説と歴史で今日その歴史をつづつてきているわけですが、私はこの義勇消防団がその団の維持、それから施設の整備等に相当な負担がかかっていることはこれは消防庁も御存じだと思います。その財源というのはどこに依存しているのか、こうなりますれば、いろいろそれは自治団体の単独な援助もありま

す。しかし、その当該地域のいわゆる町内会、あるいは村、いわゆる区であります。これはわれわれ実体をそこにおきまして知っておるわけでありますが、そこで義勇消防団のいわゆる団員の位置づけというのについていま和田先生質問があったわけでありまして、その財源の配慮をしていくというのを、これは区長というところもありまして、町内会長というところもあるわけでありまして、きょうは林局長もお見えでございますが、一地方自治の行政の接点におおる町の町会生あるいは区長、これを法的にどのように位置づけること

ができるのであろうか。私たち非常に地方行政をやっておりますし、奥田次官も地方行政担当しておられたわけでありまして、たとえば長い間いわれる区長会の会長あるいは町会長として大きな実績を保持した者を、永年の実績により国家の褒章条例に基づき褒章の手続をわれわれがとろうとした場合に、これは自治省は受けられるでしょうか。なぜならば法律の根拠がない、私はそういう解釈でいままでおるわけですが、だからして、いわゆる区長会長とかあるいは町内会長とか、義勇消防団に大変な応援をしておるこれらの人々、こういうものをどのように自治省は評価しておるのであろうか。もう児童委員とか民生委員とかたくさん地域にこういう人たちはおりますけれども、これはみんな法律の根拠を持っておる。ところが区長会長とかあるいは町会長とか部落会長とか、そういう行政の全く接点におる人が何ら法的な根拠がない。私はこれはひとつ自治省は考えてみなければならぬんじゃないか、こう思う。だから、どのように評価しておるか、同時にまた今後どういうことを考えておられるのか、この点について、これは政務次官にお聞きする前に、林局長はどうお見えでございますから、私は質問通告しておきませんが、関連してまずひとつこれたしましておきたいと思ひます。

○政府委員(林忠雄君) 自治の本体といえますか、末端とは言っても、非常に一番基礎の重要な役割りを果たしております市町村自治において、先生いま御指摘のように町内会というものが果たしている機能というのは、これは大変重要なものであると私は思ひます。現実これがどういう形で機能しているかはまさに自治体によって千差万別でございますけれども、やはりこれなくして本當の地に足のついた自治はあり得ないだらう、そういう意味で、そういうものに対する評価は決して不当に私の方は軽視しているつもりは毛頭ございません。しかし、どこまで法的根拠を持たすかということが実はこれは大問題でございます。

して、戦時中一時それは強い法的根拠を持ったことがあり、戦後一時そういうものに対してはむしろ禁止というふうなことでそういう活動が法的に認められないというか、いわばタブーのようになつて、その活動の重要性と申しますか、最近に至りまして、その活動の重要性と申しますか、そういうところに着目し、これに法的根拠を与えらるべきだという御説も実は大変でございます。われわれもその町内会、部落会を今後どう法的に扱っていくかということについて毎年のようにいろいろな議論があり、研究はされておるものでございますけれども、ただ、一概にすべて上から下まで全部法律の網をかぶせるといふか、一応法的根拠を与えればやっぱり勢い、一つの画一的なものになるのでございますけれども、果たしてそれがいいのか。純粹の自治の営みのうちにそういう法的な、言つてみればかた苦ししいという拘束がなくて、その団体の自主的と申しますか、まさに実情に合った運営の仕方をする、そういう余地があった方がいいのかということが、これなかなか結論の出ない、議論の大変ききない問題でございますので、私たちの方はそういう重要性に着目して、常にそれについての研究と申しますか、怠つてはまいりませんですけれども、いま直ちにこれに法的根拠を与えるべきかどうかということについては、まだむしろ結論を出さないでおるといふか、ないしは法的な拘束がないことがかえつて実情に合う活動ができる余地があるんじゃないかという気も多分にいたしておるのです。そのこと自体は、この機能は大したことがないからとか、軽視という意味から、そういう意味で消極的なものではございませんので、ある程度自由の実情に合った動きをする余地がそういうむしろ法的規制のない部分にかえつてあり得る面もあるんじゃないか、そういう立場から考えております。したがって、いま先生のちよつと例に引かれました長年のそういう功労者を表彰すると申しますか、そういうことについては、法的根拠がないからだめだということでは私はやっぱりいけないのではないかと存じまし

て、そういう者に対する扱い方は当然論議があつてしかるべきだし、しかるべき処遇を得てもらうという必要があるのではないかと考えております。

○安田隆明君 政務次官にも、私、いまちょっと林局長の答弁は不満なんですけれども、これはやはり本当にこの設置に当たって努力しておる、もう努めておるこれらの人たちの位置づけというものはもう一遍考え直してもらいたい、こういうことを私は要望し、政務次官の考え等をひとと述べてもらいたいと思います。

○政府委員(奥田敬和君) いま安田先生御指摘になつたように、確かに正式な機関ではなくても自治体を実施支えておるもの、そういう形になる、大要町内会活動の盛んな府県がたゞさんございます。私もこういう自治省の次官を拝命して以来、正式には表彰規定がなかなかむずかしい形、しかし、いま今日、行政局長も答弁しましたけれども、地域のコミュニティ活動、それも自主性があり特徴のあるものに育てなきゃいかぬと思ひますので、いまほど言いましたように、何でもかんでも法で、上意下達と申しますか、余り官製の形になつていくコミュニティ活動も好ましくないし、かといって、これを全然自治体の育成の中でほつたらかして置いていいものかという大要疑問がございます。したがって、先般来、たとえば話は違ひますけれども、こういった財政危機の中で神戸の婦人会あたりが大要神戸市の市債消化にも努力したりしたケースもございます。これなんかも一つの地域団体が地方のそういった財政問題に取り組んだ例でございますけれども、あるいは岐阜県とか石川県といったような大要町内会活動、区長会活動の盛んな地域がございます。これらに対して表彰あるいは何か位置づけるものがなからうかというのを、いま実は局長は答弁いたしませんでしたけれども検討いたしておりますし、またそのことの顕彰と申しますか、こういった形を全国にPRしたいと思ひますし、こういった形についても、いま現実に具体的な、どうしたら自

主性を損なわないでそういう目的を達成できるだらうかということを、目下前向きに検討いたしております。

○安田隆明君 いま、和田委員から御質問ございました、松浦長官お話しございましたが、法改正に伴ういわゆる企業サイドから見た資金調達計画、この問題でちょっと触れてみたいと思ひますけれども、いわゆる消防法の改正。そして、今度先般の国会で改正しましたこれに対する所要資金が約三千億といふお話しがありました。それから、今度の建築基準法の改正、これに伴うまた企業負担といふものが出てくる。それから公害関係の立法、これに伴う企業サイドの負担。それから公衆衛生管理、労働安全衛生法ですか、こういうものに伴う企業負担等々、最近の事故発生その他から見まして大要な立法改正が行われていることは御承知のとおりであります。そこで私は、これはもう企業の立地の上から避けられない、当然これは求むべきことであるからそれはそれとしておいて、それに対応する資金の裏づけと申しますか、これが果たして消防庁が考えているような量と質が整っているであらうかどうか、こういうところを私はちょっと疑問に思つて関連質問に立つておるわけでございます。

たとえて申しますと、公害関係、それとそれなら消防の関係と対比してみまして、人命の上に立つてこれを考えるならば、これいづれも同じ立法趣旨であらうところ思ふわけであります。ところが、公害関係につきましては、御承知のとおり中小企業金融公庫、中小向きにつきましては無利子の資金まで用意しておる。それから、事業団融資につきましてもこれも無利子である。それなのに、この消防関係というものはどうして七分二厘あるいは七分三厘といういわゆる一般金利のものでこれに対応しなくちゃならないのであらうか。私はその辺に疑問を持つ。それから税の問題をとらえてみますと、税の問題につきましても、公害関係につきましても、きのうも調査室から資料をちょっともらつたんですが、消防とそれから

公害とのこのハンディは大要な差がある。私こういうことを考えてみると、これははいわゆる行政目的は同じじゃないかと思うのですよ、人命尊重の上に立つてこういうことをやるとなれば私はこれは同じであるべきはずである。

さて、なぜ同じくならないのであらうか、こう考えてみると、そこにはやはり私たちが何か問題があるんだという考え方が出るわけです。それは、役所の仕組みというものの関係するのではなく、役所がきょうは通産省先ほど来ておられたけれども、立地公害局。これはやっぱり通産省の中において事業団を持つておる。中小企業金融公庫を持つておる。これは大蔵との共管の関係もありますけれども、これらの関係で、役所の仕組み、同じ役所の中にそういう金融機関を持つておる。だからして、このような無利子で、いっちゃったり、税関係はこれはちょっと入れるにしても、こういう差というものが出ること何かそこにもあるのじゃないかなと、私はこう思ふのです。自治省は金融機関を持つていない。

松浦長官は、先ほど量的問題につきましてお話しございましたが、だから結論を申しますと、いふと、私は同じ取り扱いをなすべきであるという私の主張を理解、これについてどうでしょうか、松浦長官から御意見を拝聴したい。

○政府委員(松浦功君) ただいま御指摘になられましたような一面私もあらうかと思ひます。ただ、基本的にやや違ひますのは、公害というのはその設備等がないと直ちに住民に影響が及ぶ、そういう問題でございます。われわれの方で規制をいたしておりますものは、これをやらないと企業の設備そのものが事故が起きたときに吹っ飛んでしまふ、そういう感覚でやや差がつけられているのではないかと私は思ふのでございまして、しかし、いづれにいたしましても国民の財産、生命、これに影響が及ぶ問題であることは当然でございます。せつなくいただきました御指摘でございますので、今後できる限り公害融資に近づけるように努力をしていくという姿勢は当然とるべきであ

らうというふうに考えております。

○安田隆明君 もう一つだけ。

○委員長(上田稔君) 安田君、関連ですから短く。○安田隆明君 それじゃ済みませんが、政務次官いまお聞きのとおりでございまして、私、これ各省庁いろんな立場があるわけでありまして、だから結局求めるのはこれは自治省が求めるのであつて、どうかひとつ政務次官会議などで政務次官の方から各省政務次官に、こういうことが非常に行き渡つてない、だから何とかこれに協力要請するようなことをひとつ計らつていただきたいという要望を申し上げて終わります。

○和田静夫君 今回の消防法の改正は別途提案、すでに成立をいたしました海洋汚染防止法の改正法などとともに、昭和四十九年十二月の例の三菱石油水島製油所の重油の流出事故を契機にとられた災害防止対策、すなわち一連の各種行政措置や立法措置のいわば大きな締めくくりであります。そこで、まず屋外タンク貯蔵所の保安点検に関する四十九年十二月二十八日の消防庁次長示達、いわゆる緊急点検ですね、その結果については昨年二月二日に自治大臣から閣議に報告をされておりますが、消防法改正等に対していろいろ物々考える場合に、この点検の結果というものは大要重要でありますので、このところをちょっと報告をしていただきたいと思います。

○政府委員(田中和夫君) 一万キロリッター以上のタンクの保安点検の結果がまとまつておりますが、検査対象の総数が二千六百九十七、一万キロリッター以上のタンクがございまして、そのうち著しい不等沈下のあつたタンクが百九基、そのうちでタンクの内部の開放検査を実施したものが九十九、残りまだ実施していないものが十基、それから、その百九基の中で基礎修正が必要だといふふうに判定されましたものが十九基、その中でまだ基礎修正を行つてないといふものが十四基というような結果になっております。

○和田静夫君

そこで緊急点検について、昨年の五月の二十日の「屋外タンク貯蔵所の保安点検等

なお、防油堤の基準は、先生から御指摘がございましたように、三月三十一日付の省令改正、四月一日から施行して、その運用についてはすでに通達をもって指導をいたしているところでございます。

ます。

○和田静夫君　そこでこの暫定基準に関連して、他の、政省令の改正の必要があるものといふ御答弁がありましたか、これは大体いつごろまでにやられるわけですか。

○政府委員(松浦功君)　近々あらかたのものは整えるつもりでございます。近々といひますと、六月の初旬、大臣から御答弁のございました法施行の時期までには間に合わせたいと考えております。若干、一部残りますものがございしますが、これも、タンクの基礎地盤の問題——タンクの本体と基礎の問題につきましてはまだいろいろ議論がございまして、検査を実施をいたしますのは、当協会がございまして、来年の一月を目途にいたしております。それまでにはきちつとしたものを出したい、こう考えております。

○和田静夫君　暫定基準によりまして、この既存の防油堤の設置及び改造に関する事項はおおむね五年以内に行わなければならぬという経過措置があるんですが、この五年というのはどういう理由ですか。

○政府委員(田中和夫君)　この経過期間を置きましたのは、その間、防油堤を改造いたしますにしても、タンクから油を抜きましてそれが改造をしながら、なきやいかな、そうでないと油が入ったまま防油堤をつくるというようなことになりまして、その間に事故があったら大変だということになりますので、そういった操作、操業のやりくりをしながら防油堤の改造をやるというようなことがありますので、五年ぐらいの期間は必要ではないかということに考えたわけでございます。

○和田静夫君　先ほども述べました四十九年の消防法の改正で、既存の特定建物についても所要の消防用施設を設置させるといふことにした際に、特定防火対象物のうち、百貨店、地下街等については五十二年の四月一日から、その他については五十四年の四月一日から施行することにいたしましたね。つまり、この費用とか工事とか、いろいろな関係でそれ相当の準備期間が必要ではある

が、緊急性の強いものはそうした中でもなるべく早く施行しようという考え方が出ているわけでしょう。そうすると、防油堤の経過期間五年というのは、三菱事故などの例を見ても、その被害の及ぶ範囲などから考えて大変私は長過ぎるのではないだろうかと思ふんですが、そうは思ひになりませんか。

○政府委員(田中和夫君)　先ほどお話しのごさいますした適及適用の消防設備の問題は、新しくスプリンクラーその他を設置するというわけでございしますが、この防油堤の問題は、現在すでに防油堤が一応のものがあるわけでございまして、それを新しい基準に照らして改造していくという性格のものでございします。たくさんあります中で、全部が五年以内というわけではなく、五年の間には全部を改造しなさいかぬというところでございしますので、それぐらいの期間は置いておきませんと、なかなか実効が期しがたいのではないかと、油が入ったまま防油堤を改造しなさいかぬと、改造している間に事故があった場合のこと等を考えますと、やはり少し問題ではないかということも考えまして五年にいたしましたわけでございします。

○和田静夫君　それじゃなるべく急がせるということが趣旨ですね。

いま提出されている法案の骨子は、先ほど大臣提案がありました第一は屋外タンクについて、従来行われている完成検査のほか、完成の前において、すなわち工事の途中の方が検査しやすい特定事項について完成前の検査を行うことと、それから第二は、屋外タンク貯蔵所に係る検査等を行う保安技術協会を設置することにあると考えますが、この協会設立認可の申請に関する規定、十六条の十七ですね、これはこの法律の公布の日から九月以内の政令で定める日に施行をするということになっているわけですね。まず、法律が近く成立すると考えまして、前提にしまして、この法律上は来年二月ごろまでは申請が出されることになりましかうか。それでいいですか。

○政府委員(松浦功君)　これは非常にいろいろの問題があるわけですが、先ほど和田先生にお答えを申し上げましたように、私も一月からもう協会の営業を開始させてやりたい。タンクの基準等の問題も現在着々先生等の御意見を承りながら進めておりますが、これもいままの一月までにはございせんが、ともかく来年の一月までにはきちんとしたものを間に合わせたい、その基準というものをとしまして、この法律を御成立させていただきましますならば、当協会が現実に委託を受けて活動できるような状況に持っていきたい、こう考えております。急ぐことだからと早くというお説もあらうかと思ひますが、職員自体を集めることにも非常に大変な問題がございします。そういう点を考慮いたしまして私も目標に一月ぐらいを定めておりますので、十月ぐらいには設立認可を自治大臣が行えるようにしたいということ、この法案を御許可いただきましますならば手続を進めさせていただきたい、こう考えております。

○和田静夫君　この協会の運営のさしあつたての運用資金なり所要の職員数あるいは役職員の給与体系、給与水準、これは自治大臣の設立認可の際に問題となるべき事項ですね。そうすると、このところはどうかうふうにお考えなんでしょうか。

○政府委員(松浦功君)　資金の問題につきましては、これは後ほどとも恐らく和田先生から御指摘があるのではないかと思っておりますが、これは機関委任事務という形のものでございしますので、地方団体に自己の財源を持ち出させることは絶対に避けたいというのが基本的な態度でございします。したがって、検査手数料というものを市町村が条例で定めて、その検査手数料の範囲内で当協会に受託手数料を払えば技術的に審査してもらえらうという仕組みでまいりたいというふうな考えでございます。ただ、当初は初年度調升、そういうものに金がかかりますので、一時、銀行あるいは損保協会等から金を借り入れて、それを将来計画的に返還をしていくという方式をとりたいと考えております。

職員といたしましては、当初は五十名ないし六十名ぐらいを予定をいたしておりますが、最終的には百人近いものに相なると私は考えております。これらの職員の採用につきましては、なかなか難点があらうかと思ひますが、各地方公共団体あるいは国、こういったところの高度の技術を持った方を御割愛願うとか、いろいろの方法を考えていかなければならないと思ひます。

なお、参考までに申し上げておきたいと思ひますが、現在海事協会というものがございまして、船の検査について相当の高度の技術を持った職員が集まつておるようでございます。ただいま造船業界がこういう事情でございまして、まあ船とタンクというのは非常に似通つたところがございます、そういう方を応援させてもいいというお申し出もございします。それらの職員の中から、こういった公正中立な機関の職員として十分働けるものがございますれば、こういったものも御協力をいただいていきたいというふうな考えでございます。

なお、処遇の問題につきましては、私もいろいろ考えなければならぬ問題があると思ひますが、十分職員が意欲的になおかついろいろ問題を起こすことのないような待遇というものを考えて、これらを、協会が世間に対していろいろと批判を受けることのないように十分配慮してまいりたいというところを考慮しております。

○和田静夫君　一言で言つてみて、借金で発足するということにいまなりますね。そうしたこと責任ある検査体制が確立できると確信をされていいますか。

○政府委員(松浦功君)　打ち割つた話でございしますが、私も実際に当協会が受託手数料としてどれだけの手数料を取れば運営できるのかということとはきちつと積算をいたします。受託手数料が百八十万円、平均一件について必要であるといふことを考えれば、市町村のはうの手数は二百万円に定めていただく、これは打ち明けた話でございします。こういう積算をいたしますので、検査件数に

狂いが無い限りにおいては、算術的に答えは明確に出てくるわけでございます。そういう形で受託手数料以上は手数料を決めて、市町村の実際審査事務に要する経費もその中で賄っていただくという形で計算をしてまいります。したがって、私どもとしてはこれらの経理問題あるいは協会の財政基盤、こういった問題については十分確信を持っております。また先生方から御批判をいただくにように運営していくように努力をいたしたいと考えております。

○和田静夫君 そうしますと、受託料、手数料、それ、自治大臣がお決めになるということですね。だとすると、これは法律上の根拠規定はどういうことになるのですか。

○政府委員(田中和夫君) いまの市町村の手数料の関係はこれは政令でございます。それからいまの受託料の関係は自治大臣の承認を受けるようにしたい、こう考えております。

○和田静夫君 ちょっと例示的に何かいまお考えになっている事務を挙げて、そうしてこの受託料金の額、何か構想ありますか。

○政府委員(松浦功君) たとえば一万キロのタンクの検査をしている——私もいまおむね中間の検査でございますが、これは百万程度ということをお話をしております。それに市町村の実態をよくお伺いをして、その上にどれだけ積むかという検討をすれば算術的にはきちんと計算が合う、こういうことになるわけでございます。

○和田静夫君 ちょっと若干話がそれますがね。現在の消防設備士免状書きかえ手数料それから再交付手数料、これ幾らですか。

○政府委員(松浦功君) 試験手数料は、甲種消防設備士で千五百円、それから乙種で千円、免状交付手数料が八百円、書きかえが二百円、再交付が四百円、こういうことになっております。

○和田静夫君 そこで知事会の調査では、この間もお話が知事会からありましたが、実際の必要経費は、たとえば二百円に対して四百四十円それから四百円に対して七百五十円である、何とか改善

をしてくれという要望が出ています。消防法施行令を改正するおつもりがありますか。

○政府委員(松浦功君) 試験手数料は四十一年に定められたものでございます。交付手数料、書きかえ手数料等は四十九年に改定をいたしてあります。全般的な経済情勢から見ても、私どもは検討する余地が非常にあります。むしろ、先生御指摘のように、前向きにもう少し引き上げるといふことを積極的に検討すべき時期に来ているだろうというふうにかんがえております。いまここでどうするということは申し上げませんが、ほかに、いま申し上げましたような市町村のタンクの検査手数料等も定める必要があるわけでございますので、それらの時期に全面的に消防関係の手数料を一度洗い直してみたいという気持ちでおりますので、いましばらく時間をおかしたいたしたいと思います。

○和田静夫君 改正法の十一條の二に、「政令で定める工事の工程ごと」ということがございまして、「政令で定める工事の工程」とはどういうことを予定されているわけですか。

○政府委員(田中和夫君) 千キロリットル以上の屋外貯蔵タンクの本体検査前の基礎工事及びタンク本体に配管その他をいたします前のタンク本体工事の工程ということに考えております。

○和田静夫君 この改正法十一條の三の規定によりますと、市町村長等は、政令で定める屋外タンク貯蔵所の設置について、当該施設の構造、設備に関する事項で政令で定めるものが技術上の基準に適合するかどうか、つまり設計段階での審査並びに完成検査前の検査について政令で定める特定事項が技術上の基準に適合するかどうかの審査をみずから行わずに危険物保安技術協会に委託できるとしてありますね。そうすると、十一條のこの特定事項に係る政令とは、これは何を規定するのですか、また十一條の三、第一号の政令、これは二つ出てくるが、何を政令に書くのですか。また同条第二号の政令、これもまた二つ出てくるのですか、これも同様の質問。

○政府委員(田中和夫君) 十一條の二の方は、先

ほど申し上げましたように千キロリットル以上の屋外貯蔵タンクの基礎工事あるいは完成前の本体工事、十一條の三の方もタンクの基礎及びタンク本体構造に関する事項ということで現在考えております。

○和田静夫君 市町村長等は協会に委託できるとありますね。「委託」という用語はどういう意味ですか。

○政府委員(田中和夫君) 一種の請負契約だと思

います、法律上は。○和田静夫君 自治法の百五十三條には「委任」という文言がありますね。また同法の二百五十二條には「委託」という文言がある。そうすると、委任といふ委託といふ、自治省関係者の解説によりますと、いずれも委任者、委託者が委任ないし委託した法律行為、またはこれに伴う事実行為についてその範囲でみずからの権限を失う場合に用いられているとされていまして、そうすると、協会の受託事務は、事柄の性質は請負的——いま請負契約といわれた請負的なものだから、審査の依頼ぐらゐの表現で済まされるのじゃないですか、これは。

○政府委員(松浦功君) いろいろ「委任」「委託」という言葉のあやもあろうかと思いますが、最終的には法制局でこの表現でよからうということになったわけでございますが、私どもの考え方としては、ごく常識的に言うると、「委任」という方はどちらかという判断まで向こうにゆだねる、そういう意味合いを含んだものであって、「委託」という場合はどちらかという事実行為をまとめてやってもらう、こういう感じのように私は受け取っております。こういう感じのようには、ある団体からある団体に道路工事の委託をする、こういうことがあられるわけです。逆に言えば受託工事というわけでございます。それはもう設計書も何もかもでき上がってあって、それに基づいて常に工事をするといいだけ、こういう形。私どもも、今回の協会に対する委託というのは、それぞれ法令で定められた検査を技術的にこういう結果であるとい

うことを求めるというだけであって、その求められた団体である協会がこういう結果でございますという結論を委託をした者にお返しをするわけですね。それに基づいて果たして合格であるか合格でないかということは市町村長が別に決められる、こういう気持ちでお話をさせていただきます。そういう念願を含めて私は「委託」という言葉を使つた、こういうふうな理解をいたしております。したがって全部市町村長のかかりをこれが行うのではないのであって、検査の事実上の内容というものを協会がかわつてやって、その結果を市町村長に報告をする、それに要する経費について受託手数料をいただきますと、こういう仕組みというふうにお考えいただきたい。これは、言うならば請負契約ということに平たく言えばなると、こういうことだろうと思っております。

○和田静夫君 そうすると、たとえばもつとちよつと考えてみまして、協会が行う審査にはそれ相応の技術的能力が必要ですね。必要ではあるが、たとえば消防問題、大学の研究室が非常に充実をする、将来にわたって、そういう場合もあるでしょうし、あるいはその他の団体、あるいは現在存在しなくても、将来にわたっては、いま言つたような相応の技術的能力を持った会社が設立されないという保証もない。されるかもしれない。そこでそれらのものに、協会に依頼する、委託すると同様の、同様の審査を市町村長が依頼するということも、これは法律上は可能ですね。

○政府委員(松浦功君) たとえば東京都、大阪、川崎というような団体が非常に高度の技術者を養成をして自分でやれるという場合には、何ら法的に委託をしなればならない義務が生ずるようにはなっておりません。また、ほかの団体ができて、その方が安いから委託をするということも法律的には禁止されておられません。ただその場合には、この保安協会という名前が使つちやいけませんよと、これは法律に書いてあるわけです。それだけの違いであらうかと思ひます。ただ私どもとしては、各自治体にそれだけの能力を持った技術者が

養成されることは大いに望んでおりますし、またそういう方向で努力をいたします。しかし、現実の個々の検査というものを各団体がやるということとは、非常に財政的にも不経済になってくるわけなんです。同じ機械を幾つもよけい持たなきゃならぬ、こういうことにもなります。そういうことから、行政的には私も、当協会に非破壊検査なら非破壊検査の委託をしてもいいということが全面的、統一的な基準で当協会の技術者がなめられるという意味からもその方がよろう。その協会から提出された資料を、この数字自体はもうそれはインデキスはいいものという前提でございまして、果たしてそれで検査に合格させていかどうかという判断、その判断を持った職員が各自自治体に養成されるということが最も望ましい。というのは、本間に技術的な検査だけを協会がやります、それに基づいてのタシタの合格が不合格かという判断は行政機関がきちんとした行政能力を持って、技術能力を持ってやります、こういうことになるのが一番経済的であり合理的であらうかというふうに考えます。しかし先生おっしゃられたように、法律的には決して当協会に全部を任せなければならないというふうな仕組みはいたしておりません。将来、本間に地方団体が能率的にやれるような形になれば、この当協会というものの存在が無意味になるという場合も法律的にはあり得るというふうに考えております。

○和田静夫君 きょう京都で七大都市市長会議が行われて、私もちょっと昨晩と、けさ一番で乗ってくるまでいろいろお聞きしてきましたが、きょう消防法の論議があるんだという話をしておたら、たとえば、いまお話があった川崎とか横浜とか、おれのところは自分のところで審査する能力を持っている。そうすると、京都の市長はどうだ、あるいは神戸の市長どうだ、おれのところへ委託して、協会へ委託する必要ないじゃないかと、まあ、それは全く雑談の中に出ていた話でありまして、それが法律上は可能ですね。

○政府委員(松浦功君) ある団体が、ある地方公

共団体に委託する、これは契約関係が成立すれば当然に法律的に可能でございまして。

○和田静夫君 さきにちょっと触れましたように、自治法その他の法律には、自治体ないし首長及び行政機関の事務の委託や委任について規定したものがいろいろあります。相手が民間団体等である場合には規定したものがないように思うのです。で、民間団体といつても公益的なものもあるし、あるいは営利的なものもあると思います。規定がなくとも事務の委託ができる場合はいろいろあります。そうすると、公益的事務でも私法上の契約になじむものなどがその例ですが、いま論議の対象となっている屋外タンク設置の審査に係る事務などのものもこの一例でしょう。しかしその反面、行政実例などでは、行政事務については委託できないという例もあります。

そこで行政局長、伺いたいんですが、自治体や首長の事務とされるものについて、どういうものが民間団体に委託できるのか。一般的な基準でございまして、これ。

○政府委員(林忠雄君) これは自治体ないし自治体の付属法例に基づく基準というのではないのだと存じております。現在地方団体が事務、事業を民間に委託するというケースはこれ間々あるわけでございますけれども、その場合は、行政権限の行使というふうなものを含んだものでなくて、技術上の、何と申しますか作業、そういうものを委託するということになる。行政権限の行使までも含んだ場合、これは「委任」と「委託」と二つの言葉がございまして、たとえば自治法の二百五十二条の十四に「事務の委託」という規定がございまして、ある地方公共団体が別の地方公共団体に事務を委託する、これの根拠がございまして、この場合は行政権限の行使そのもので相手に移り、その場合の委託の効果というものが法律にはつきり書いてございまして、これはむしろ委任に近い感覚でその行政権限の行使までも全部含めて仕事の実施を頼む。ところが、民間に委託する場合はそうではございまして、いまの

消防の検査も同じでございしますが、検査という実務をどこかへ頼みますけれども、その結果に基づいて合格であるか不合格であるかというのを判定するのは行政主体そのものが判定する。そういう意味で法律上の権限の移動は全然ございまして、実際の実行行為だけを民間に頼む。このケースは非常にたくさんあると思ひます。これはどういうものを委託していいかわからないかという基準があるわけはございせんので、その実態に即して、地方団体自体がやるよりも能力が上になるとか、経費が安く上るとか、住民の福祉のためにいいとかいうものについて個々に判断して委託をされるものになると思ひます。

そういうわけでございまして、いま委託の基準があるかという御質問に対しては、個々に定まった特定のものはいい。しかしその中身は、物事の事実上の行為だけである。一応こう考えて大體構わないのではないかと考えております。

○和田静夫君 たとえば、もっと具体的に言ってみて下さい。戸籍事務はどうですか。あるいは税務事務はどうなりますか。

○政府委員(林忠雄君) 戸籍事務ですけれども、戸籍の証明とかそういうようなものは委託はできない。ところが、証明をするためのプリントをとるその印刷と申しますか、そういうものは実行行為ですから、仮に民間に請負契約をさしても構わないのじゃないか。

それからいま二番目におっしゃいましたのは税務ですが、これも賦課徴収とかあるいは滞納処分とかいう権限の行使は委託できないけれども、滞納処分の際に、そこにあるものを運ぶために民間の運輸会社に頼んで品物を持つてくるということとは委託できる、こういうふうな考えざるを得ないと思ひます。

○和田静夫君 このところはもう少し別の機会に……

る機会がなかったものですから、ちょっとだけいいですが、団体別のラスパイルズ指数ですね、これはこれはまだ全団体のものは出ていませんが、これはなぜですか。

○政府委員(林忠雄君) 大體例年四月一日現在のラスパイルズ指数を給与実態調査の形でいたしましたので、これが大体出そろいますのは九月ぐらいだと思ひております。

○和田静夫君 昨年は一月末ごろに中間発表までおやりになって、ということがありましたね。これはラスパイルズ指数はもう用済みだから出さないのだと、こういうことですか。

○政府委員(林忠雄君) ちょっと記憶、忘れたのですが、昨年は、昨年の四月一日ぐらいの分をたしか少し発表ができてことしの一月になったのかと存じます。それでことしの四月一日の分は、実は昨年の給与の是正、各団体でいろいろ行われましたのが反映して出てまいりますが、ことしの四月一日分のラスパイルズでございまして、これははわれわれがつかむことができるのは、全体として見る場合に九月の末だと思ひますので、まあその時点で発表するかどうかという問題にぶつかるわけでございます。

○和田静夫君 これは当然私衆参院で求めまして、そして資料として提出を、前はいただいたわけですから、ことしもここで要求をしておけばまともな時点でいただけたらいいですか。

○政府委員(林忠雄君) 現在給与行政の指導と申しますか、それぞれの団体が自分の給与水準を判定するのにラスパイルズを使うという形でやっておりますので、ことしのものがまともなればこれは公にしないという理由は私はないと思ひております。

○和田静夫君 わかりました。まともないうちに少しづつばつともらいに行つても、すぐ出したっていいじゃないですか。いいでしょう、それはまたそこはいいことにしておいて。

○政府委員(林忠雄君) 個別によく御相談させていただきます。全体としてまともなのは九月かあ

るかということも言えないと思います。

○和田静夫君 改正法第十六条の二十九では、役員
の営利事業への就業禁止が規定をされています。

ほど申しましたように、昭和三十九年に設立されたわけですが、この規定よりは厳しくなっておりますことは御指摘のとおりでございます。

治省当局の口からはなかなか言い出しにくいわけ
でございます。その辺のところを御理解をいただ
ければ幸せだと思えます。

ちといつて、それは国、消防庁がやります、残つた軽度のもは地方団体がやります——これはちよつとなかなかさばきのむずかしい問題だと思

う。先生に先ほどお答え申し上げましたように、横浜や川崎が自発的な能力を持ってほとんど自分で行っていたという法律のたてまえになつてゐるわけでございますから、相当時間はかかると思いますが、末端の全国の市町村が全部その能力を持つ時期が来ますれば完全に市町村みずから行うのであつて、協会というものが、先ほど申し上げたようにあるいは無用の存在になるのかも知れないというふうに私もお答え申し上げてゐるとおりでございます。したがつて、経過的な問題とお取り上げをいただいて御理解をいただければそこはかとなく納得していただけるのではないかと、こう思うのであります。

○和田静夫君 つまりともあれ私は、協会が委託を受けた事務処理について適切な行為を怠つたとき、国は協会の監督不行き届きであつたというような間接的な責任を負うのでなくて、直接責任を負う体制をとることが、すなわち国自身が事務処理に当たる体制をとることが責任ある行政体制であらうと言つてゐるわけですが、この点は別に意見の相違はないわけで、経過的なことで若干相違がありますが、これは明確に記憶にとめておいていただいて、将来のやはり指針にしたいだかなければならないと思いますが、次官よろしいでしょうか。

○政府委員(奥田敬和君) 先生のたいだいまの御意見、御指摘の点、そのとおりだと思います。自治省としてもそういうぐあいに承つておきます。

○和田静夫君 最後ですが、屋外タンクの保安体制が法制上整備されてきました。消防法その他の行政関係法規を企業が十分守れば事故が起らないと言つたのですが、現実にはそうはいかない。現在考えられる最高の技術によつて審査が行われ、正規の許可を受けて屋外タンクの使用が開始されたが、不幸にして三石の事故のような重油の流出事故が起きたという場合がある。このような場合、加害者たる企業が被害者に対し民事上の賠償責任を負うべきなのか、賠償責任があるのか、のならその法的根拠というものはどうなるのか、

その辺をちょっとお聞かせ願ひたい。

○政府委員(松浦功君) 当然のことでございますが、加害者が被害者に対して賠償責任があるということになると思ひます。その法的な根拠は民法ということになるかと思ひます。

○和田静夫君 これは法制局長官にでも来てもらつての話になるかと思ひますが、この民法七百七十七条、無過失賠償責任は「工作物・設置」「二眼底アルニ因リテ」云々と、こうあるわけですね。そうすると、この規定の適用は困難なんじゃないかというふうになつて思ふんですが、どうですかこれは。

○政府委員(松浦功君) 一般的な損害賠償、ぼくも法律は余り詳しくございません。一般的な損害賠償というふうなところで当然いけるというふうな理解をいたしております。

○和田静夫君 私は企業が責任を負わなくてよいと言つてゐるのでは決してありません。行政法規が精緻になつて高度な技術が駆使されるようになると、どうしても、反面において企業の方もこれ以上責任はとれないと主張するようになる。そういうのがずつとたくさん出ますね。そこで、この際、政府の態度をいま申しましたような形で改めて確認をしておいた次第です。

○委員(上田稔君) 本案に対する午前中の質疑はこの程度とし、午後一時まで休憩いたします。

午後零時十一分休憩

午後一時十分開会

○委員(上田稔君) ただいまから地方行政委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、消防法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○阿部憲一君 さきの水島の重油流出事故を見るまでもなく、一たびあつた事故が起きると、環境破壊など甚大な被害を及ぼす石油コンビナートの防災体制の整備を図るためには、昨年十

二月に公布されました石油コンビナート等災害防止法の速やかな施行が望まれるわけでございますが、その見通しについては、先ほど大臣からも来月の中旬に予定していると、こういうふうなお話ありましたが、これに関連した政省令その他の法執行のためには、準備はもうすっかり整つておりますか、お伺ひします。

○政府委員(松浦功君) 先ほど大臣から御答弁を申し上げました時期までにはきちつとできると確信をいたしております。

○阿部憲一君 石油貯蔵タンクの事故防止のためには、やはり既存の石油タンクの保安検査を厳重に行つていくこと、これが最も肝要であると思ひますが、今回のこの改正案にはその点はどうのよう

に反映されておりますか、御説明願ひます。

○政府委員(松浦功君) 先ほどの和田委員の御質問にお答えを申し上げましたとおり、新設の検査これは当然のことでございますが、既設のタンクにつきましても、大規模なもの、大体一万キロを考へておりますが、一万キロリットル以上のものについては定期的に検査を義務づける、それから千キロリットル以上というところで、中規模程度以上上のものというところにならうかと思ひますが、こういうものについては、不等沈下等がございました場合には、その時期時期に保安検査を義務づけるという形で、既存のものについても十分保安という観点から法的な規制をしてまいりたいと考えておるところでございます。

○阿部憲一君 今回の法改正におきまして設立されます危険物保安技術協会の業務内容並びに地方公共団体の長が行つておられる危険物規制行政との関連はどうなつてゐるか、御説明願ひたいと思ひます。

また、今後この両者の業務の円滑な執行が望まれるところでありますが、これに対する御配慮をどのようになさるか、お伺ひします。

○政府委員(松浦功君) これまで市町村において危険物行政を機関委任事務として御処理を願つてまいつてきておるところでございます。それに今

度新たにこの法律によつて起こります事務が、市町村長の権限という形で機関委任をされるというのが法的な関係であらうかと存じます。先ほど和田先生の御質問にございましたように、市町村長の機関委任事務としながらなおかつ各地方公共団体で処理ができないものは協会に委託をできるといふような方式をとらずに、国がみずからやつた方がいいではないかという御意見もございました。それも一つの考え方だと思ひますけれども、やはりたてまえとしては、自治を尊重するということから、なるべく市町村長に権限をおろすということをお前提に置いて、そのように配慮をいたしたわけでございます。

最後にお尋ねがございました地方公共団体との間におけるいろいろの配慮、この点につきましても、それぞれ法律の中にも規定をいたしておりますが、少なくとも地方公共団体から委託を受けました場合に、地方公共団体が最終的な決定をするわけでございますので、それに間に合うように遅滞なく委託契約にかかわる審査を行わなければならないという規定を設けました。また具体的に危険物行政の迅速かつ円滑な遂行が図られるよう当然のこととして指導してまいりますが、さらに人的、技術的交流の面につきましても、法文の中に、「国及び地方公共団体は、協会の業務の円滑な運営が図られるように、適当と認める人的及び技術的援助について必要な配慮を加えるものとする。」という規定も設ける、こういう配慮をいたしまして、地方公共団体に機関委任をいたしましたこの事務が円滑に行われるよう配慮してまいりたい。

なお、協会の設立に当たつては、知事会ほかそれぞれの団体の代表者が発起人となるという形で、地方公共団体が手を取り合つた形で協会を設立していくという配慮もいたしておるところでございます。

○阿部憲一君 この改正によりますと、危険物の保安技術協会の職員が屋外タンク貯蔵所の技術的な審査を行うことになっておりますが、このため

の専門的な知識、技術を持った有能な職員の確保については心配がありませんかどうかということ、並びにこの職員の給与と身分についてはどのように考えておられるか、お話し願います。

○政府委員(松浦功君) この協会の運営が円滑にいくかどうかということは、非常に大きな分野が適切な職員が得られるかどうかというところにかかっております。その点を恐らく先生も御心配なされての御質問であらうかと思ひます。現在、石油タンクそのものの検査、技術的審査、こういったものを行って技術者は、日本全国を探してもそう多くはございません。しかし、船舶、橋梁、こういった構造物の技術者でございますれば、一定の訓練あるいは一定の知識の修得を得れば、石油タンクの技術的審査も可能にならうかというふうに考えます。したがって、こういった基礎的な知識を十分お持ちの方々をできるだけ協会に御協力をお願いするという形、なお研修、勉強をさせながら、この審査に当たってまいるということにしてまいりたいと思ひます。

こういった職員をどこから持つてくるかということになりますと、各官庁あるいは地方公共団体あるいは民間企業、そういった中から、それだけの技術を持った人間を採用していかざるを得ないだらうというふうに考えております。非常にむずかしい仕事であらうと思ひますけれども、私どもは全力を挙げて所期の目的を達成するという覚悟でおります。

なお、船舶の検査について実績を持っております財団法人海事協会というものがございまして、そこからも、現在の造船界の事情等を反映して、人手に余裕があるから、必要があれば御協力をしたいという申し出もございまして、そういったものについても活用するということを配慮してまいりたいかかというふうに思つておるわけでござい

ます。なお最後にお尋ねの給与、身分等の問題につきまして、この種の団体がほかにもございまして、それらとのバランスをとりながら、万遺漏なきを期

し、妥当な水準の給与の支給を考えてまいりたいと思ひます。最終的には、これは当然給与規程でございまして、自治大臣の承認ということになるかと思ひます。全般を勘案しながら、先生の御心配のないようにしてまいらる覚悟でおります。

身分につきましては、当然この協会の職員という形になります。ただ、官庁あるいは地方公共団体から高度の技術を持った方がこういう団体に参りますと、退職手当の問題その他いろいろ問題ございまして、そういった点については、たとえば退職手当を例にとりますならば、その間が通算になるような規定を設けて、そういう給与面からくる不満で優秀な人材が集まらないというようなことがないように配慮してまいらるつもりでおります。

○阿部憲一君 いまの職員の問題ですけれども、いわゆる民間のいまの石油会社あるいはちよつとおつしやられた海事協会の練達の士というふうなものをご協会の招く場合に、まるごと入れるということになりますと、いま長官言われたように、いろいろ経費の面も非常に高いし、また本人の希望するような給与も出せないというふうなこともありますので、これはいわゆる囑託といつちや何ですが、この件について委嘱して、身分はそのまま該会社なりあるいは団体なりに置くというふうなことはお考えになつておられませんか。

○政府委員(松浦功君) やはりその辺のところになりますと、公正中立ということを保ちますためにも非常に問題があるかと思ひます。したがって、一定のそれそれ人事交流でございまして、話し合ひはいたしますけれども、身分をそのまま残しておいて、石油会社の社員が協会の職員であつたという形になつてはこれはいかかと思ひます。その辺のところは、先生の御心配を十分配慮しながら、とやかく言われることのないような工夫をする必要があらうかと思つております。その点は私どもも十分努力をさせていただきます。

○阿部憲一君 私もこの水島へこの春地方行政委員会へ派遣されて行きましたのですけれども、そのときの私の感じなどにおきましても、とかくいまの石油タンクの沈下というふうなことに付いては、どつちかという一般の人たち、ことに従業員の方々に對しての認識が非常に浅いというふうな感じがいたしました。そのことが起きたために、むしろ水島だけでなく、全国各地のこのようなタンクに對する認識というものを改めた、それでいわけばあわててそれに対する対策を練つた、いわゆる火事どろ式なことをやつたというふうな印象が非常に深かつたと思ひます。そこで、いまのようなその任務に当たる人たちというものがいままでは非常に少なかつた、ことに技術的に。そんな感じがいたしましたものですから、そのようないは経験者、優秀な人を集めるといふことはこのやうな時世には非常にむずかしい。ことに民間の場合にはプロパーでそこへ入るといふことはなかなかむずかしい仕事じゃないかと思ひましたものですから、給与面でもって何か便法はないものかと思つて何つたわけでございます。お考えはよくわかりましたので、この辺のところはひとつしつかりとした人的な確保をお願いしたいと思ひます。

なお、もう一つ技術協会のことについてお伺いしますが、この危険物保安技術協会の経営的基盤を確保すること、これはもちろん最も重要だと思ひますが、資本金の調達はどういうふうになさいますか。それから、今度調査研究のための国からの補助についてはどのようにお考えか、お伺いします。

○政府委員(松浦功君) 危険物保安技術協会については、資本という考え方はとらないつもりでございます。と申しますのは、仮に事務所を設けましても借り上げてやれますし、それから検査に出かけます場合においても、数億というふうな高価な機械が必要なかたはございせん。そういう観点から、私どもは資本という観念なしに、ともかく当初は手数料が入らない、受託手数料が少ない面がありましようから、一時借り入れという形で、将来それを年次的に返還をしていくという形を考へております。

それじゃ、協会の財源は一体どうするのかというところでございまして、これは先ほど和田委員の御質問にお答え申し上げましたように、受託手数料というものを市町村からちやうだいをいたします。その受託手数料を下回らない範囲で市町村がそれだけの企業から今度は検査手数料を取るわけでございます。その受託手数料の決め方によつて十分賄つていけるように積算をいたしたい、こう考へておるところでございます。

最後にお尋ねの、試験研究等について国からの援助を受けるつもりはないかというところでございまして、いづれにいたしましてもこれは企業の企業から生ずる災害、これから国民を守る、と同時に企業自身はそういう災害が起これば大変なことになるわけでございますから、やはり適正な検査を受けることが企業の将来のためでもある。ということになりますと、検査を受けることは企業も大きな受益を受けるわけでございますから手数料を当然支払つていただく。その手数料の額によつて調整をしながら協会の運営をしていくということが最も妥当であらうと考へております。したがつて、国に對して援助を求めるといふようなことなしに、地方公共団体との協会との間で上手な円滑な、先ほど先生から御指摘のあつたような円滑な運営ができるように私どもがやつていけるかというふうにお考へておるところでございます。

○阿部憲一君 東京消防庁のことでお伺いしますが、消防庁で昨年度内ガソリンスタンドの施設の立ち入り査察を行われましたけれども、その結果九割のガソリンスタンドには何らかの欠陥、不備があつたと聞いております。調査の結果を掌握されておられたらお聞かせ願ひたいと思ひます。さらに、このような調査の結果、今後の課題として問題はないかどうか。あわせてお考へを伺ひたいと思ひます。

○政府委員(田中和夫君) いま先生御指摘のように、東京消防庁が東京都内のガソリンスタンドの現状を査察をいたしたわけでございますが、その報告を受けております。

その報告によりますと、昭和五十年中におきまして給油取扱所、これは調査対象が四千三百二十九の対象給油取扱所を調査いたしました。その結果、何らかの不備、欠陥があったというものが三千九百四十七、まあ大多数の取扱所に何らかの不備、欠陥があったという結果になっております。

内容的には、地盤とかあるいは排水溝、点検ボックス等に亀裂とか破損があったというようものが千二百四十三とか、あるいは配管の連結部あるいはいろんな流量計配管の取りつけ部、そういうようなところに危険物の漏れがあったというようものが三百七十八とか、まあ各般いろんな場所何らかの欠陥があったものが総計三千九百四十七という多数に上っているわけでございます。これははなはだ遺憾だと思っております。ガソリンスタンドについても技術上の基準に合致するようにこれを維持していかねばならぬという消防法上の義務が課せられておるわけでございすけれども、その点検方法につきましては、現地のそれぞれの消防機関の指導を受けて業者の自主的な点検という形に現在ではなっておりますわけでございます。

しかし、こういうことではどうもいけませんので、さきの昨年末の国会で成立させていただきまして石油コンビナート等災害防止法の附則で消防法の一部を近く改正することにいたしておりました。その中で自主保安点検というものを法律上その実施を義務づけよう、いままでは全くの指導による自主点検であったものを今度は法律上の義務まで高めよう、そして指導を強化しようという考えであります。今後その法律の規制の実効が期待されるように十分努力したいと考えております。

○阿部憲一君 非常に遺憾なことだと思ひますが、このようなガソリンスタンドの故障、不備というものは、これは東京だけでなくほかの県も、全国的にといひましようか、ことに大都市におきましては同じような結果が出てゐるのじゃないか

と思ひますが、この点いかがでございますか。

○政府委員(田中和夫君) 現在全国的に調べたものはございせんけれども、こういう結果も東京都について出ておりますので、機会を見て調べてみたい、こう考えております。

○阿部憲一君 放置できない問題だと思ひますので、速やかにひとつ御調査願ひたいと思ひます。そのうち特にこの油分離装置の破損が多かつたところですが、この破損で、ガソリンなどが排水と一緒に下水道へ流れ込む、非常に危険な流れ流し状態になりますし、油分離装置の保安管理については厳しく義務づける必要があると思ひます。この点いかがですか。

○政府委員(田中和夫君) 先ほど申し上げました法律上自主点検を義務づける、その義務づける中でそういつた点についても十分点検するように指導したい、こう考えております。

○阿部憲一君 調べて、義務づけていくことは必要だと思ひますが、これは通産省の資源エネルギー課長あるいはまた石油流通課にお伺ひしたいんですが、自動車のエンジンオイルは通常街頭のガソリンスタンドで交換が行われてゐますが、この廃油の処理についてはどのように行われておりますか。

○説明員(宇田川治宣君) 資源エネルギー庁からお答えいたします。

ただいま先生御指摘のとおり、ガソリンスタンドにおきまして車がいわゆるエンジンオイルのオイル交換を行うという場合には、ガソリンスタンドはその交換を済ました後の廃油を集めておきまして定期的に廃油の処理業者に回収を求め、あるいは協同組合がガソリンスタンドにできておりました、その協同組合の共同事業というふうな形で廃油の回収処理を行うというふうな各種の方策をとりまして、廃棄物の処理に万全を期してゐるというのが実情でございます。

○阿部憲一君 いまこの廃油の処理ですけれども、公害防止だとかあるいは資源確保の問題から言つてみましても、地域単位に一括して再生処理

を行うという方法が望ましいと思ひますが、このようなことについてのお考え、また対策などありませんか。

○説明員(宇田川治宣君) 先生御指摘のように、ガソリンスタンドにおいて車から抽出されます交換オイルの廃油というものの処理はできるだけ地域のあるいは共同で回収を行い、あるいは重油等に再生するという方向で進むというのが御指摘のように非常に望ましいことだと思つております。廃棄物の処理及び清掃に関する法律ができました後で、先生の御指摘のような方向に従ひまして、石油の精製元売りと言つておりますメーカースイット、それからガソリンスタンドの関係者、これは商業組合の関係者でございますが、そういう方々から、給油所、これはガソリンスタンドを給油所と言つておりますけれども、給油所環境対策推進協議会というものを昭和四十七年に設立いたしましたし、ガソリンスタンドにおきまして交換オイルの処理というものを万全を期するような各種のやり方、技術的な問題の解決というふうなことを検討してまいつております。

また、この推進協議会というものの傘下と言ひますか、各地方のブロックということで、通産局——地方に通産産業局という通産省の支店がございまして、その各通産局単位で各地域ごとに同じような推進協議会をつくりまして、各地域の実情にあわせて廃棄物、廃油の処理というものを万全を期するような方向で進めてゐるということでございます。現在すでに協同組合の共同事業というふうな形で組合が共同処理場を持ちまして廃棄物の回収処理というものを行つてゐる事例がござい

ます。また、協同組合が一括して廃棄物の処理業者と共同して契約を結びまして回収処理に遺漏のないような形をとつてゐるというところもございまして、また全国的に見ますと必ずしもそれが全部行き渡つてゐるという状態でございますので、今後ともそういうふうな方向で考えていきたいというふうに思つております。

なお、再生という問題につきましても、処理業者及び共同事業という形で再生の方向を進めてお

りまして、発生してまいります廃油のうち、焼却処分をしてしまふというものが大体六割程度でございまして、残りの四割程度は重油その他に再生して利用するという状態になっております。

○阿部憲一君 この問題で廃油業者がいろいろと自主的にあるいは組合の手でもって処理されておる、これは結構なことでございますし、そういう方向で進むべきだと思ひますけれども、最近石油製品が非常に御承知のように上がつております。そのために、自家用のいわゆるドライバーと言ひましようか、オーナー、この中で、自分でオイルの交換を行うケースが非常にふえてきて、石油メーカの中でも特に個人向けに売り出されてゐるオイル、スーパの店頭などでも販売されてゐるようですが、これはどのような形態で販売されてゐるんですか。また、いまのお答えの処理方法の中にこれを含めるといふようなこと、そのようなことにについてお考えになってゐますか。

○説明員(宇田川治宣君) 現在共同で廃油の処理あるいは再生ということを進めておりますのは、主としてガソリンスタンドの業者というものが中心になつて行つております。先生御指摘のように、ガソリンスタンドでエンジンオイルを販売する、同時に交換をするというふうなことで以外に、いろんな方法でエンジンオイルが売り出されてゐることは御指摘のとおりでございます。網羅的でございますけれども、たとえば自動車の部品の販売というふうなお店が、自動車の各種の部品とあわせてエンジンオイルをいわばかん詰めにいたしまして売つてゐる、自動車部品コーナーというふうなものも設けて売つてゐるという例、あるいはスーパーマーケットの一部にそういう需要にこたへてかん入りのエンジンオイルを売つてゐるという例もございまして、また、ガソリンスタンドとは違ひますが、いわゆる自動車の整備工場というふうなところで、自動車の整備とあわせてエンジンオイルの交換を行うというふうな形で行われてゐると

なさいというようなことについての指導を強化いたしました。あるいは先ほども御質問があったわけですが、開銀融資、その他民間の業者がいろいろ施設をします場合に要します経費についての財政処置、金融処置等について配慮をしておるわけでございます。現在そういうことで、来年の三月末、あと一年足らずでございますが、先般も担当者会議を開きまして、これについて趣旨の徹底をもう一段と図ってくださるようというところで指導を強化いたしております。引き続き五十四年のものもございまして、今後さらに、実情に応じていま申しました金融処置その他の面でも努力しながら強力な指導をしてみたいと、こう考えております。

○阿部憲一君 もう一つ、最後に消防庁にお伺いして終わりたいと思いますが、この都市化の進展や生活様式の近代化に伴いまして、災害も複雑化、多様化して、それに対応するための総合的な防災体制の確立、これは当然望まれているわけでございますが、消防の方も平素からその充実強化を図ってございました。昨年五月に、施設と人員整備の消防力の基準についての合理化が図られましたけれども、この常備化、広域化の促進は、その後どのように進んでいるかお伺いして、私の質問を終わります。

○政府委員(田中和夫君) 現在、常備化、広域化、ここ七、八年急速に進んでまいりまして、現在市町村数で約八〇%、人口で約九〇%の地域が常備消防化しております。

○神谷信之助君 あとの予定が詰まっておりますから、ひとついままで議論になったところは少し飛ばしてやりますから、答弁の方もひとつ簡潔にしてください。

最初に、七十六国会で成立したコンビナート防災法ですね、六月早々には施行するという事ですから、必要な政省令その他の規定整備をして、おくれないうちにひとつやってもうようように念を押しておきたいと思います。

沈下のタンクの点検ですね。先ほど御報告になりました、開放検査の未実施が十基ですが、それから基礎修正の未修正が十四基、これはまあ検査をして一年たっているんですが、危険だから開放検査なり、あるいは基礎修正をしないかぬというところになったのが、いまなおまだ一年たつても残っているという状況ですね。この辺の理由なり、それからこれに対する措置、先ほども話が出ましたが、これは未実施なりあるいは未修正のところは、全部タンクの油を抜いてしまっておいて使用してないままにしておるわけだと思いますが、そうなるのかどうか。この辺ちょっと確認をしておきたいと思います。

○政府委員(田中和夫君) 先ほど申し上げました、開放検査をまだ実施していないタンクが幾つかあるわけですが、それらはちようどガスとか電力の需要期とかち合つてどうしてもタンクをとめられない、あけることができないというような事情で開放検査がまだやられていないというものが、タンクのやりくりがつかないという状態のものが多くございまして、その企業全体として考えますと、その企業の中で幾つかはやつて幾つかがまだしていないという状態のものばかりでございます。しかも、その実施していないものにつきましても本年度中には大体実施するといふ予定が組まれておりまして、その線で開放検査をするように今後指導してまいりたいと思っております。

それから基礎修正をやつてないものにつきましては、これはいま御指摘のように、開放して現在使っていないわけでございます。使っていないけれども、その大きなタンクを一体どういう工法で基礎修正したらいいか、基礎修正をしたためにかえつてまたひずみが大きくなつたり、後、支障があつてもいいけませんので、その工法その他について検討が続けられておりまして、その検討が終れば基礎修正に入るといふ状態で現在は使われていないという状態でございまして、

○神谷信之助君 いまのちよつと報告聞いてびつくりしたんですが、二百分の一以上の不等沈下で開放検査を必要とするという指摘をして一年たつても実際にはタンクに油が詰まつたまま開放検査もできてない、そういうことになるんですね、開放検査の方は、そうしますと、これは不等沈下によるいろんな事故が起つておるから、緊急に実態調査をして点検をして、そうしてそういう危険なものについては早く直させる、検査をし直す、点検をする、こういう趣旨から言うとうとうこれは合点がいかぬわけですね。しかも、一つの企業、工場全部がそうであるのじゃなしに、その中の恐らく一番大きく残っているのが、川崎の四基でしょう、これはゼネラル石油ですね。それとか、大阪では関電が一つと大阪瓦斯が二つですか、というような形ですかね。それそれぞれと開放検査やるといふところは交代をするなり何なりさす、そういう厳しい指導をやらねえとこれはなかなか進まぬというところになつてしまふんじゃないですか。企業の側の理由でそうして検査をおくらせるというようなことを許していたのは、何のために一体検査し点検をしておるかわからぬ、こういうことになるんですよ。この辺どうですか。

○政府委員(田中和夫君) 御指摘はごもっともでございますが、先ほど申しましたように、現地からの報告では、この六月中あるいは六月ないし七月中に開放検査を実施するといふ予定を企業の方が申しておりますのが十基の中の五基でございます。残りはこの十月とか、あるいは来年にかかるともございまして、先ほど申し上げますように、七基の中の四基とかあるいは三基のうちの二基とかいうようなことで、特に、その企業の中で、ひずみ度といいますか、不等沈下のひどい、これはちよつと問題がありそうだと、先ほど御説明申し上げましたように、開放検査をした結果は修正を要するといふものが十四でございまして、不等沈下のあつた百九基の中でそれ以外は基礎修正を必ずしも要しないというものもあるわけでございます。特にその企業の中のタンクでひどい

ものを先に開放検査をやつた、それほどもないものはタンクのやりくりを早く済ませてなるべく早い時期に検査をしたいということでございますが、なお、御指摘の点もございまして、その間に急がせるように指導したい、こう考えております。

○神谷信之助君 二百分の一以上のひずみで九十で、それ以外は十九、もつとひどいのが十九ですね。合計百九でしよう。残つたのが十基あるんですね。一割はまだ残つておるといふ状況です。それから、比較的安全なものは後に回したという言い方はわかるんですが、この安全、不安全というのが大体なかなかはっきりしないんですね。

これは後でも言いますが、日本触媒の姫路のタンクなんかは、竣工して一年もたつていない、検査済んで直後に事故起つておるわけですから、ですからいろんな問題があるわけですね。だからこれは早くやつてもらふということを要求しておきたいと思ひます。

さて、今回、特に三菱石油の重油流出事故に伴つて、タンクに対する規制を強化するというところで、改正案が出されたわけですが、そこでこの法案で、検査ですが、大規模、中規模、それから定期検査の時期、これらを一応政令にゆだねられていますが、現在お考えになつておるのとは大体どういう内容ですか。

○政府委員(田中和夫君) 御承知のように、昨年の五月に通達を出しまして、その指導として、外形から見る検査、外形から計測をして見る検査を年に一遍はやりなさいといふことで、これは自主検査という形になるわけですが、指導として行つております。さらに、今度、近く法律を改正いたしました、先ほども御説明申し上げましたように、定期自主検査といふものがある程度法律的に義務づける。法律的に義務づけるものを、これはタンクの大きさ等を勘案いたしまして、五年とかあるいは十年とかいうようなことで、タンクの大きさに応じて法律で義務づけられる開放検査をやらせようと、これは開放検査をやらせるとい

うようなことにしたい、こう考えておりますが、さらに、いま御審議をいただいております消防法の一部改正で考えております定期検査、これは十年に一遍くらい、一万キロリッター以上ぐらゐの大きなタンクについてはこれは定期検査を市町村長等がやるという、この三段構えで、大きい物、それから中ぐらゐの物というふうに分けて、それから全くの自主検査、指導による自主検査、それから自主検査ではあるけれども内部を開放しての検査、それから法律に基づく市町村長等が行う定期検査と、こういう三段構えで考えております。

○神谷信之助君 先ほど長官もおっしゃっていましたが、各現場の消防署の意見を聞くと、いろいろな意見、ばらばらな返事が出てくるということだったわけですね。で、私もいろいろ各地の消防署を聞いてみました、特にコンビナート地域の。そうしますと、確かに回答はばらばらです。これは、中に入る物、危険物の内容とそれから規模、それから使用頻度ですね、出し入れが激しいか少ないかという問題もありますし、ですから、そういうことで、一概にはなかなか言えぬということなんです、いろいろ考えてみます。たとえば一万キロリッター——一万キロと五千キロとはたいして違わぬ、半径で二、三メートル程度の違いしかない。だから、五千キロ以上はすべて、特に臨海のコンビナート地域に多いから、一万キロ以上じやなしにやつぱり五千キロ以上にした方がいいのじやないかという意見も出てきましたし、そういう意見とか、それからあるところではいわゆる三千キロ、それから五千キロという間の、かえって小さいタンクに危険物がわりあいよく入ってある。だから、これについての検査というやつも考える必要があるのじやないかと、いろいろな意見が私は出ていますと思うのですが、これは何ですか、先ほど一万キロ以上という形で五年ないし十年とかいうことなんです、五年ないし十年というのは、内容物、危険物の内容によって五年にするとか十年にするとか七年にするとかというように、

そういう決め方をなさるわけですか。その辺はいかがですか。

○政府委員(田中和夫君) 確かに内容物によっても違ってくると思うのでありますが、いま、タンクのその検査におきましては、内容物によらないでタンクの大きさだけで考えております。

○神谷信之助君 そうしますと、タンクの大きさだけで仮に十年に一回ということになりますと、これはちょっと、大体共通して現場、コンビナート地域の姿勢からいくとやつぱり問題があるように思いますが、だから、内容物によつては十年ぐらゐでもいいものもある。しかし、安全度を考えればそれは十年よりも八年に一回ぐらゐにした方がいい。それから、単に十年じやなしに、最初は仮に七年なら七年にして、二回目のときにはもっと短縮をするというふうな方法をとるべきだという意見とか、それからタンク自身の耐用年数をどう見るか、これも内容物といまも言った使用頻度、これらによつて大分違う。それから既設のものの場合、今度地盤の問題なんか基準がずつと厳しくなりますが、いままでそれがなしにきてますから、そういう点では既設のものとかこれからの基準に基づくとではまた違うだろう、こういういろいろな意見がやつぱり出てきますがね。ですから、いずれにしてもわれわれこれを考える場合に、基準に重点を置かなければならぬのは、もし災害が起つたら大変なことになる。これはいままでの経験であるわけですから、そういうものを起させない、最も安全の確度の高い、そういう意味では厳しい政令の内容にする必要があるというふうなふうに思ふんです。そうしないと、先ほど三段階あつて、外形からの検査、これは消防署がやるわけですね。それからもう一つは、企業自身が自主的に年に一回やる。しかし、この企業の自主的にやる検査が信頼できれば、いままでの事故の発生というものはまた変わつてきていたろうというふうな思ひますしね。いままでたとえば、話は違ひますが、電気料金金の改定でそのために必要な赤字のいろいろな操作もやられていたということもあ

りますしね。また私どもが問題にしていた事柄は、例の自動車の欠陥車の問題なんかでも、本来は届け出をしてリターンをしなければならぬものをそのまま知らぬ顔をして。国会でわれわれが問題にして初めてリターン制度をとるわけですからね。そういう問題から考えても、あるいは今日のコンビナートの非常に危険物の集積量になつてきた原因が、企業の利潤追求第一主義で安全度におろそかさをした、そういうことから起つておることははっきりしておるわけですから、だから、企業のそういう自主的な検査もちゃんと一年ごとに行つておるんだから、定期検査は五年ないし十年でよいという理屈は成り立たない、いままでの経験から言つて。だから、この辺をひとつ十分検討してもらつて、最も安全の確度を高め、そのためにはやつぱり検査期間を短くして、そして常に安全の確認を行うということをやらなければならぬというふうに思ふのですが、この辺はそういう考えでひとつ政省令の制定の場合には御検討いただく必要があると思うのですが、見解を聞きたいと思ひます。

○政府委員(松浦功君) 検査の期間をできるだけ短くするのがより安全であるということは、御指摘のとおり私もよく理解ができるところでございますが、一体検査をする方の能力というもののバランスも考えなければならぬわけでございます。これからの石油需給計画等から言ひましても、推定でございますが、衆議院でも先生方から御指摘をいただきましたが、一年に六百ヶ所の新設があるだろうと。そうすると、六百ヶ所の上の今度は保安検査、それからひびきが出てきたものの臨時検査、これだけをしたままの場合に、一体それだけでできるかどうかという問題もございまして、それからまた、自動車等の問題とは違ひまして、タンク自身に問題があつて自主検査でそれを放置しておくというところは、問題が起きた場合に、住民も困りますけれども、会社自体がこれはどうなるかわからないことに、水島の事故から十分前例があるわけでございます。したがつて、自

主検査自身も相当効力があるということの理解を持つて臨んでやる必要があるかならうかという気持ちも私も持つております。いづれにいたしましても、この問題はこれからどういふタンクがつくられてくるかという問題にもかかると思ひます。そういう技術的な問題も十分慎重に検討しながら、先生がおっしゃられる趣旨が忘れ去られないように、私どもとしては十分検討をさせていただくというのを申し上げてお許しをいただきたい、こう思ふものでございます。

○神谷信之助君 いま長官の答弁でも率直にありましたけれども、そういう意味では、後でもちやうと触れようと思ひましたが、この機会に触れたい、先ほどの長官の答弁では、当初五、六十人ぐらゐで、百人ぐらゐまでは増員をしようといふ、そういう体制でやりたいということですね。これだけの体制で、先ほどおっしゃつたように年に六百基ほどタンカーがふえていく、既存のやつもやうにやいかぬ、実際問題として賄えるのかどうか、非常に心配をしているわけです。しかし、人数をふやしてみたら、実際のそういう技術能力を持った人が集まらないことにはこれはどうにもならぬわけですね。だからといって、人数が足せないから検査の回数は減らさざるを得ぬということでも、もし事故を起したら、これは政治を預かる、また行政の責任を持つてゐるわれわれ、また皆さん方にとつても大変な責任になるわけですね。だから大変これはむづかしい問題だと思ふのですけれども、いま言ひましたような安全の角度、石橋の上を渡るにしてもたいては渡るぐらゐの慎重な立場からやつぱり検討していただくというふうにお願ひしておきたいと思ふのです。

そこで、今度の改正で設計及び地盤、溶接等の各工程に対する完成前検査をやるということになった、これは私は一歩前進だといふように思ひます。ただもう一つ、いろいろな関係で、先ほど長官から話がありました三菱石油の水島タンク事故原因調査の報告書、これを見ますと、タンク建設の請負形態及び工事経過がかなり複雑で、こ

のため各会社の責任が不明確で、相互の連携体制というのがうまくとれていなかった、こういう点があるわけですね。ですから、地盤、それから溶接とかいうように、それぞれの工程ごとの完成前検査をやるとしても、それが複雑に組み合っているわけですね。だから地盤は地盤でよかった、それからタンクの本体は本体でよかった、また溶接は溶接、部分としてはよかった、しかし、この三つがうまくびちちとしていなかったところに今度の水島の問題が起きているわけですね。これの総合的な統一の完成前の検査という、これに対する監督といいますか、検査というか、この辺の体制がちょっと不明確なわけですが、こういう点は一体どういうふうにお考えですか。

○政府委員(田中和夫君) いま御指摘の点は私もそう思うふうにお考えしております、したがって、設計の段階でタンク本体、地盤ひくくるめて全体として一気安全な設計になっておるかということも審査いたします。それから完成検査前の検査で地盤、本体それぞれに検査をいたしますが、その上また水張り検査をやり、全体としての検査をやり、それが完成検査ということになりますわけ、やっぱり全体として一番問題がありますのは、御指摘のように本体と地盤との接点のところはどういうふうになつておるかということところが問題であるわけでありまして、そういう問題意識を持って今度業務方法書といいますが、審査の方法についても、協会が作り出したものはこれは自治大臣の方に承認を求めるといふような手続になっておりますので、十分その辺を遺漏のないように審査が行われるように指導してまいりたい、こう考えております。

○政府委員(松浦功君) ただいま次長からお答え申し上げたとおりでございますが、これは先生方にもはつきり御理解を賜っておきたいと思ひますので申し上げておきますが、タンク自体の問題についてこれは最高の学者先生にお集まりをいただきましてまだ若干解明できない部分が残っておりますのでございます。したがって、私もはそうい

う研究を学識経験者に御協力をいただいてもっと詰めるところを詰めるという態度を当然とることも、技術基準等については時々刻々必要があれば改めたいと、こういう形でございませんと、まだまだ問題が残ると思ひます。その辺のところを十分御承知をいただいて、またわれわれのしりをたたいだきたいと、このように思っております。

○神谷信之助君 いま長官おっしゃる通りに、大気の問題にしても、いろんなガス爆発の問題にしても、なかなか原因がつかみ切れない、したがって対処もできないというのがたゞさん残されております。その辺はわれわれもよく知っているのですが、ところが今回はタンク本体を中心とした体制ですね、点検体制、安全体制を確立するというところになつていゝんですが、しかし今日までのコンピナート事故をずっと見ますと、タンクによる事故だけではなしに、いろんな事故の原因があります。これについて事故の原因を大別してどのようにお考えか、それに対しての対策は今後どう考えておられるのか、お伺いしたいと思ひます。

○政府委員(松浦功君) 水島以後、コンピナート事故と称せられるものは私が就任してからもう四件くらいあったと思ひます。いずれも調べてみますと、タンクがどうかとか、地盤がどうかとかいう問題ではございせん。コンピナートの地域の中で起きていた事故ではございせんが、全く単なる産業災害でございせん。いわば取り扱ひ上の不注意というものがほとんどでございます。したがって、こういう問題については業界の方にも十分自覚を促すということが必要であらうかと思ひます。特に、それぞれの企業が独立をしておりまして企業機密というふうなことから、非常に事故に似通った形のものでございまして、それが隠蔽されてしまつて表へ出てこない、こ

ういうことがあるわけでございます。それでは本当はいけないのでございまして、やはり事故になる前に起こりかけた事故にどういふものがあったかというところを十分教訓として各社が知っておると、二度とそういう同じようなケアレスミスを繰り返さないという企業運営の態度が必要なのは、でございます。事故が起きましたして損するのには、住民に影響がない限度においては、損するのには企業だけでございせん。そういう観点からの企業に対する精神的なあるいは技術的な指導ということにも今後力を入れてまいりたいと思ひておられます。少くとも水島の事故の後に起きましたコンピナート地域の事故について私どもは基本的な問題があると思ひておらないわけでございます。むしろ企業側の気のゆるみあるいは不注意、そういうところの原因があるように見ております。

○神谷信之助君 そこで、いま長官おっしゃったように、操作上のミスから起つていゝ事故と触れられますが、同時に、何といひますか、いわゆる装置関係の事故、これはちょうど当委員会が先般徳山へ行きました、あれがそうです、バルブが飛び出したんです。あれが現地で何行つて会社の方といろいろ聞いてみれば、二年に一回検査をするんだ、その検査直前に事故が発生したというのです。それはまあ二年に一回検査をするというんですけれども、あのパイプの湾曲部のバルブですが、それは中はちゃんと調べるのかと言つたら、そうじゃないに、被覆で覆つていゝんです。だから中はわからぬわけですよ。バルブが緩んでいるのかどうかというのわからぬ。そうしてあれはとうとう発見をおくらせてバルブが爆発した、こうなつたんでしょ。だから、そういう点から言つても、装置関係についても、あるいは装置関係の事故は事故で洗ひ直して、あういう点での検査の仕様について指導する。あるいはこの協会は危険物の保全の保安協会ですから、タンクに対する検査だけじゃないに、まあい

まそれじゃなくても手狭ですから、そういう装置関係とかパイプライン、こういった問題についての検査まで将来は受託できるようにするといふ形でやるのか。これも現地の消防署だけで、そこを通過する化学製品のいかんによつて、あるいは圧力のいかんによつて、温度との関係でどうかとか、いろいろ関係で、このバルブ圧をどうするかといふあたりから、なかなかこれはいさやるといふ大変なことになる。ですから、こういった問題までこの協会が将来は受託できるようにするのかどうか、この辺のお考えはいかがですか。

○政府委員(松浦功君) ただいまの御指摘は検討に値する問題だといふふうには存じますが、さしあたり当面、ともかくこれは法律に規定してあることでございまして、タンクの検査に限定した形で出発をさせていただきたい。将来における検討問題としてひとつお残しをいただきたい、こういう気持ちであります。

○神谷信之助君 まあ法律にはそう書いてありますからそうだとは思つていゝのですが、私は、だからいま言った装置関係、それからパイプラインとか、そういった問題について将来はやっぱり広げていかないと、ますますいゝってタンクだけでも手に余るからといふことですから、コンピナート地域の防災を完全にやつていくという点では十分になるだろう、こういう点だけ指摘しておきたいと思ひます。

次に、操作ミスの問題ですが、まあ私どもの委員会が調査に、倉敷の三菱石油に行つたあくる日でしたか、すぐまた事故が起つた。これはサンプリングの作業中に起つた事故ですね。それ聞いてみますと、それをやつていゝ労働者は下請の労働者である。あちこちそういうことで、コンピナートへ行つて各企業に聞いてみますと、そういうサンプリング取つたり、抜き取りやつたりするのに下請の労働者を使つていゝのが非常にやばい多いですね。それであるいは、何と言

これは落まないようなそういう状況ではないかと思ひます。

そこで、学者先生方にいろんな意見も聞くというところで、先ほど言いましたように、残念ながらわが国の安全工学というのは技術革新に比べるとうんとおくられている、これはもうひとしく認めるところであります。そこで、それだけやっぱり必要な研究を、私は消防庁の消防研究所自身ももっと強化をしてやる必要があるのではないかと、いうように思うのですが、ところが、この間消防研究所の人にいろいろ聞いてみましたが、化学火災関係ですね、いわゆる石油対策関係、ことしは六千八百万という予算ですね。あなたの方方は一体どれだけの予算要求をしたんだと率直に聞いてみたら、われわれの方としては五カ年計画で十億の要求だと言ったけれども、こんなものは大蔵省の認めてもらうどころの騒ぎじゃないという話なんですね。今度協会は協会としてでき、それから協会自身もそういう一定の研究機関を持つのかどうか知りませんが、いずれにしてもこういう新しい安全工学関係の研究をもっと進めなきゃならぬ。そういう点ですから、私は、この辺もっと強化をしないとなかなか後追いつばかりで事故を本当に未然に防ぐということにならない。この辺についての長官の考えを伺いたい。

○政府委員(松浦功君) 相手方があることでございまして、余りここで大ぶろしきを広げてしまうこともいかがかと思ひますけれども、私は、少なくとも現在の消防行政というものをもっと高めるためには、優秀な技術者がもっと多数に確保されるということ、研究費というものが増大されるということ、研究費であると思っております。したがって、先生方の御支援をいただいて、明年度はでき得べくんば数倍の研究費にふくれ上からせざる、そして、しかも予算の時期においてこの項目とこの項目というような定め方をするのでなくて、研究費という形でどかんともらって、それをまた、当にそのときの時々刻々に必要な研究に回せる、こういう形のものにしていかねければいけない。

じゃないかと思ひます。それは口幅つたことを申し上げるつもりはございませんけれども、少なくとも姿勢としては、たとえば消防の補助金の一部が削られても研究費の方が大幅にふえる、そのぐらいのつもりで研究費の方にウエートをかけてまいりたいと思つております。

○神谷信之助君 まあ誤解を与えるような意味もありませんが、実は研究費の予算というのは私にもっと強化する必要があるという点では一致しますので、ともに努力していきたいと思つたのです。

そこで次は、協会の運営の問題ですが、こういう検定を行う職場に対してはいろんな誘惑、攻撃が来ます。今度対象になる企業というのは日本でも名うての企業ですから、どういふ方法で検定に、検査に手心を加えてくれといううなことが起こるかも知れぬ。この辺ではひとつ、先ほどの答弁でも非常に厳正に厳しくやっていたという話が出ておりますが、しかし私は、たとえば四日市であつた事件ですが、これは、四十九年の三月に、消防役員と企業代表でつづつて四日市コンビナート防災協会がある。ここで、これに対して消防署が、それに参加をする企業に対して南消防署新設に伴う備品あるいは広報車等千八百八十万円の寄付を要求すると、これは新聞がすつぱ抜いて大騒ぎになったためにそのままなくなつたようです。それが、それから、あるいは去年のこの委員会での私の質問で、川崎の税関の支署長、課長とその川崎のコンビナート、石油企業の代表との東海村の原発の調査だつて、視察はわずか一時間です。やつて、あとは大洗でドンチャン騒ぎをしたという問題、これは例年やつてゐるんですね、調べてみると、こういう問題もあります。だから、そういうように特に石油関係企業というのはいくらなんことをやつてくると思ふのです。こういうことを許したら何にもならぬだろう、こういうように思ひますが、その辺についてひとつ長官、これは自治大臣が理事長の任免権を持つておられますし、役員はそうだし、同時に採用する職員についてもやはりそういう点での厳正な立場を堅持する必要があります。

ある、こういうことについての対策をお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(松浦功君) まことに御指摘のとおりでございます。この協会が存立をしていくために、絶対必要條件としては、高度の技術水準と、中立、公正性と、私はこの二つであらうかと思ひます。したがつて、公正、中立を維持するために自治大臣の厳重な監督がかかつておられますとともに、従事する職員については刑法上の公務員とみなすという規定を設け、そしていやくも批判を受けるようなことがないようにしていかなければいけないと思ひます。また、その一端として、これらの職員の処遇問題についても、誘惑に乘らないで済むような、ある程度確固たるものも考へてやらなければならぬだろう。万般にわたつてたゞいま御指摘をいただきました点、万端漏のないうように努力をしてまいることがお約束を申し上げます。

○神谷信之助君 それでは、最後に二点ほど聞いておきたいんですが、一つは、先ほど長官言つておりましたが、このコンビナートの災害を予防するために、事故がどうして起こつたか、そういう資料がもっと公開されなければならぬ。ところが、なかなか企業秘密というベールでこれが明らかにされない部分があるという点を指摘されておつたわけですね。そこで、この協会が行つた検査、この報告は、当然自主、公開、民主の、これは原子力委員会が打ち立てた原則ですが、こういう科学技術の発展を進めていく三つの原則ですね、これに基づいて検査の報告は公表される、当然だと思ひますが、そういうふうになるのですか。

○政府委員(松浦功君) 協会が公表するということは私にはないと思ひます。そういう性格のものではないと思ひますが、いやくも受託手数料をちょうだいして検査の結果についてはきちんと市町村長のお手元に届くわけでございます。あと、それがどうなるかの問題は市町村の問題であらう、こういうふうな理解いたします。

○神谷信之助君 それじゃ、市町村の問題だけ

ども、消防庁としては、それを實際扱うのは各市町村の消防当局ですね。これについては、その報告については公表原則だと、公開原則だという指導をされるつもりですか。それとも、企業の秘密ということであれば公開をしてはならないということになるのか、この辺の關係はどうですか。

○政府委員(松浦功君) この問題は、法律的に申しますと機密委任事務でございますから、衆議院の方でも御議論がございましたが、地方公共団体の議会に公開をする、提出をする、こういうことは法律的には考えられないわけでございます。ただ、そうでなくて、實際に問題があるのです、どういふ形にどういふ欠陥があるのか、たとえば不合格になつた場合、そういう質問があつた場合に、こういう点とこういう点に欠陥がありますので不合格になりました、当然それは答弁として出てくると思ふのです。私どもの方は、協会の出した報告というものは、公開であるとか、企業の秘密であるから非公開であるとか、そういうどっちだといふきめつけを何らする必要はないのであつて、これは自然に議論の場に出るべきものもある、出るべきでないものもある、こういう態度で臨むべきではなからうかと私どもは考へております。

○神谷信之助君 それじゃ、市町村の方が協会からの報告書を受け取つた、それに対してなぜ不合格かという点での理由の開示を求められる、あるいはなぜこれが合格をしたんだ、こういう点はどうかんだといふことについて、それはいやくゆる守秘義務で公表することはできませんというようなことになるというところは絶対にないということですか。これは必ずそういう問題、そういう要求があれば明らかにされるという性格のものだと。まあ先ほどの立場で、企業の秘密ということではあるけれども、企業自身もおしやつてゐるんだから、そういう立場から言へば、これはどんどんとそういう請求があつてどうなんだと聞かれれば知らせるとか、そしてそういうものが

交流をされて、そしてより一層その基準が正確にされるというべきものだと思うんですが、この辺どうなんでしょうか。

○政府委員(松浦功君) 一般論として、タンク自身に企業の機密があればそれは問題だらうと思ひます。ただ、私も検査するのは、非破壊検査をやつたり、地盤がうちの言つてゐるとおりでできているかどうか、そういう検査をするわけでございますから、その検査の内容自体というものは私は企業機密があるとは思つておりません。タンク自体が非常に特殊な構造になつておつて、それが何かの専売特許のようになってゐるといううなものであると、それを検査員が見てきて、あそこはこういうふうにつくつてあつたからあれまねしたらいいやといううなことを漏らすということとは、これはできないと思ふ。しかし少なくとも、鋼材の厚さが言われているとおりに何ミリの基準に合つてゐるかどうか、あるいは溶接がうかがひに合つてゐるかどうか、あるいは溶接がうかがひに合つてゐる基準のとおりでできているかどうかでいいか。これは企業の機密でも何でもない。企業の機密なら検査もできないわけなんです。そういうふうな御理解をいただいて結構だと思ひます。したがつて、一発で決めたつてしまつて、どこへでもどうでもできるんで、企業機密なんというものは絶対言わぬとおしやられても、具体的な事例になつて困る事例もあらうかと思ひますが、一般論として、検査に絡む事実關係の問題に企業機密といううなことは起こらないだらう。

ただ御注意を申し上げておきたいことは、衆議院の方でも御指摘をいただいたのでございまして、議会の方から、検査結果の報告をもらつてゐるだらう、もらつてゐるものをまるまる出せと、こういう要求が法律的にできるかというところになります。機密委任事務でございまして、これにはそういう要求権はありませんというところを衆議院の方でもお答えをいたしました。ですから、私どもは出すなという態度をとるつもりはございませんが、積極的に全部公開だからいづばい印刷してばらまけといふことを言うつもりもござい

せん。その辺はケース・バイ・ケースということ
で御理解をいただいて、また問題が起きたらな
らば、そのときに十分先生方の御意見も伺って妥
当な結論を出すということで臨ましていただきた
い、こう思います。

○神谷信之助君 いずれにしても、科学の進歩は
これからもさらに進歩していきますから、そのタ
ンクの中に入れる物質によってタンクの構造、本
体自身も変わっていく必要も出てくるわけです
ね。こういった問題が企業の秘密ということ
でシャットアウトされますと、これ自身がもう防
御できなくなっていくますから、そういう点から考
えましても十分やってもらわなきゃ、やっぱり公
開を原則にして進めていかないと、防災対策とい
うのは成り立たない、タンクだけじゃなしに。先
ほども、将来は装置関係なんかを含めてこれらの
問題がやれるようにしてもらいたいという話もあ
りました。われわれ将来のことも考えて言ってい
るんですが、そういう立場をひとつ貫いてもらい
たいというようにこれは要求をしておきたいと思
います。

そこで最後に、政府官僚、高級官僚の天下り
というのがよく問題になりますが、この協会が消防
庁のそういう高級官僚の天下りのためのポストづ
くりだったということが言われないように、これ
はもう長官十分心得ておられると思いますが、こ
の点もひとつ念を押して指摘をしておきたい、こ
ういうふうに思います。

以上で質問は終わります。
○政府委員(松浦功君) なかなかこの種の役員
の人選というのはむずかしい問題で、あるいは外
からながめると先生がおっしゃられたような形に見
える場合もあり得るかと思えますけれども、この
協会が中立公正に運営されるということが絶対要
件でございますから、決してその要件を欠かすこ
とのないようにやるようにいたしたい、こう考え
ます。

○委員長(上田稔君) 他に御発言もなければ、本
案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ご
ないませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(上田稔君) 御異議ないと認めます。
それでは、これより本案について討論に入りま
す。

御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述
べ願います。——別に御発言もないようですから、
これより直ちに本案の採決に入ります。
消防法の一部を改正する法律案を問題に供しま
す。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(上田稔君) 全会一致と認めます。よっ
て、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべ
きものと決定いたしました。

岩男君から発言を求められておりますので、こ
れを許します。岩男君。

○岩男一君 私は、ただいま可決されました消
防法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、
日本社会党、公明党、日本共産党及び第二院クラ
ブの各派共同提案にかかわる附帯決議案を提出し
たします。

案文を朗読いたします。
消防法の一部を改正する法律案に対する附
帯決議(案)

政府は、最近における屋外タンク貯蔵所等の
事故の実態にかんがみ、石油コンビナート等災
害防止法をすみやかに施行し関係法令の適切な
運用とあいまつて、防災体制の一層の強化、消
防力の充実に努めるとともに、次の事項につい
て特段の措置を講ずべきである。

一、危険物保安技術協会の業務の執行にあたつ
ては、地方公共団体の長が行う危険物規制行
政の迅速かつ円滑な執行がはかられるよう配
慮すること。

二、屋外タンク貯蔵所の技術的審査の公正が期
せられるようにするため、危険物保安技術協
会の人員、特に、有能な検査員の確保に努め
るとともに、協会に対し十分な監督を行うこ
と。

三、危険物施設の許可等の手数料及び危険物保
安技術協会の受託料の額の決定にあたつて
は、地方公共団体の新たな財政負担とならな
いようにすること。また、危険物保安技術協
会の経営的基盤を確保するため、国は適切な
配慮をすること。

四、石油タンク等にかかる災害を防止するた
め、屋外タンク貯蔵所の基礎、タンク本体等
に関する技術上の基準の整備をはかること。

五、近時における災害の多様化、大規模化ならび
に地震災害に対応する防災技術の高度化をは
かるため、消防防災に関する研究を一段と強
力に推進すること。

右決議する。

○委員長(上田稔君) ただいま岩男君から提出さ
れました附帯決議案を議題とし、採決を行います。
本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(上田稔君) 全会一致と認めます。よっ
て、岩男君提出の附帯決議案は全会一致をもって
本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、奥田自治政務次官から
発言を求められておりますので、この際、これを
許します。奥田自治政務次官。

○政府委員(奥田敬和君) ただいまの附帯決議に
つきましては、その御趣旨を尊重して善処してま
いりたいと存じます。

○委員長(上田稔君) なお、審査報告書の作成に
つきましては、これを委員長に御一任願いたいと
存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(上田稔君) 御異議ないと認め、さよう
決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時四十九分散会

五月十八日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は四月一日)

一、消防法の一部を改正する法律案

昭和五十一年六月十四日印刷

昭和五十一年六月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W